

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：静岡県

1 地域活性化総合特別区域の名称

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

新東名高速道路等の高規格幹線道路を最大限活用し、内陸部に災害に強く魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災、減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（旧称「内陸のフロンティアを拓く取組」）を県・市町が連携・協力して推進し、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた地域づくりモデルの形成を目指す。

解説：

本計画は、本県が地域活性化の重点戦略として推進する“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を先導するもので、本県が直面している次のような地域社会づくりのための要請に対応するものである。このため、定性的な目標については、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組と共通の目標を設定するものとする。

(防災・減災に対応した地域づくりを求める声の高まり)

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて 1 万 8 千人を超え、社会インフラ等への直接的被害は約 16.9 兆円に上る未曾有の大災害となり、発生から 2 年以上が経過した現在でも、復興への道程は依然として険しい状況である。
- ・平成 24 年 8 月 29 日の内閣府の発表による南海トラフの巨大地震の津波被害は、東日本大震災を超える甚大な被害をもたらすものと想定された。なかでも本県沿岸部のほとんどの地区に 10m 以上、最大で 33m の津波が来襲し、人的被害は全国で最も多く、国全体の被害者総数の 3 分の 1 の約 11 万人、津波等による全壊は約 32 万棟に及ぶとされた。
- ・「日本沈没」とも言われかねないこのような深刻な有事が想定されている今、防災・減災の地域づくりの取組は待ったなしの喫緊の課題であり、国家的使命でもある。

(県内企業のリスク分散や防災対策への動きが活発化)

- ・東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震の想定津波高の公表などにより、県内の沿岸域に立地する企業がリスク分散・回避のために津波被害の心配がない内陸部へ移転する動きが活発化しており、企業ニーズに応じた移転用地の確保や支援制度など早急な対応が必要である。
- ・また、県内の民間企業からは津波被害から地域を守るため、県に対して総額 300 億円の寄付の申出が行われたり、地域企業が社屋等へ周辺住民が避難するための避難用階段の設置や津波避難タワーを建設するなど、多くの民間企業が自主的に防災・減災対策に取

り組んでおり、県や市町もこの動きに応えるべく、全力で取り組む必要がある。

(多方面で効果を発揮する“新東名高速道路”の開通)

- ・このような状況の中、本県においては平成 24 年 4 月 14 日に新東名高速道路が開通し、本県内陸部は首都圏と中部圏、近畿圏を繋ぐ新たな大動脈上に位置するものとなり、東名高速道路や東海道新幹線に加え、伊豆縦貫自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道などの高規格幹線道路の整備による広域交通ネットワークの形成の下、災害に強く、個性と魅力ある地域として発展する可能性が飛躍的に高まった。
- ・新東名高速道路は、東名高速道路より平均 10km ほど内陸部の高台を通り、高い耐震性を有するとともに、サービスエリア・パーキングエリア 13 箇所のうち 12 箇所にドクターヘリが離着陸できるヘリポートを備えるなど、有事の機能を備えた「命の道」である。
- ・また、東名高速道路とのダブルネットワーク形成による交通量の増加や渋滞回数の減少など交通面の効果のほか、新東名高速道路上の商業施設の利用者が開通後 1 年間で約 3,800 万人に達するなど観光面においても既に大きな効果を挙げており、今後の利活用により更なる効果の拡大が大いに期待される「発展の道」でもある。

(防災・減災対策を核とした内陸部と都市部を一体とした取組の推進)

- ・このような背景を踏まえ、内陸部では新東名高速道路の機能を最大限活用し、津波対策として県内外の沿岸域等から移転を希望する企業や住民の受け皿を確保するとともに、臨海都市部ではこれまで沿岸域に集中していた開発を見直し、災害に強い都市機能の再生を行うなど、県全体が一体となって有事に備えた防災・減災対策を第一とした取組を推進することで、安全で安心な地域として持続的に発展することが可能となる。
- ・新東名高速道路の開通を契機に、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策を最優先と捉え、本県が有する人・モノ・大地の多彩な地域資源を最大限活用し、内陸部の新たな地域づくりと都市部の再生、両地域を結ぶ連携軸の形成を三位一体で展開することで、災害に強く、平時においては美しく品格がある持続的な発展が可能で活力ある地域づくりを推進する。

(総合特区制度を活用した先導的な取組を全国へ波及)

- ・本計画では、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を効果的・効率的に推進するため、取組を牽引する先導的役割を果たす地域を抽出し、地域の特色を踏まえた目標を設定するとともに、規制の特例措置等を活用して事業を推進することにより、平時においては予防防災対策や農林水産業等の地域産業を振興し、有事においては防災拠点機能と域内自給力を併せ持った先導的な地域づくりモデルの創出を目指すものである。
- ・南海トラフの巨大地震による甚大な被害が想定され、防災先進県として全国に先駆けた取組を進めてきた本県が創出するこの地域づくりモデルを、逼迫する大規模災害等の有事に備える防災・減災に対応した先駆的な地域づくりモデル「東日本大震災の復興のモデル」として、全国に広く発信していく。
- ・この“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組は、新東名高速道路の東西への延伸により、今後、本県から東西に波及していく。新東名を新しい国土軸として“ふじのくに”から東西に向けて伸びていくこの取組は、「東海道新時代」の幕開けを告げるプロジェクトである。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（１）	防災・減災機能の充実・強化
数値目標（１）①	地震・津波対策アクションプログラム2013において目標を達成したアクションの割合 60.2%（H30年度）→100%（H34年度）
数値目標（１）②	“ふじのくに森の防潮堤づくり”の整備延長 累計5,690m（H25～30年度）→23,589m（H25～34年度）
数値目標（１）③	津波の要避難地区で避難が必要となる人に対する津波避難場所の充足率 90.5%（H30年度）→100%（H34年度）
評価指標（２）	地域資源を活用した新しい産業の創出・集積
数値目標（２）①	企業立地件数 65件（H30年）→累計325件（H30～34年）
数値目標（２）②	新成長分野の取組件数 110件（H30年度）→累計550件（H30～34年度）
数値目標（２）③	6次産業化等の新規取組件数 160件（H30年度）→累計800件（H30～34年度）
評価指標（３）	新しいライフスタイルの実現の場の創出
数値目標（３）①	豊かな暮らし空間創生住宅地区画数 累計250区画（H26～30年度）→累計450区画（H26～34年度）
数値目標（３）②	移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数 800人（H30年度）→累計4,000人（H30～34年度）
数値目標（３）③	県内の太陽光発電の導入量 180万kW（H30年）→220万kW（H34年）
評価指標（４）	暮らしを支える基盤の整備
数値目標（４）①	高規格幹線道路へのアクセス道路の供用率 64.6%（H30年度）→84.7%（H34年度）
数値目標（４）②	国及び県の助成制度等を利用して建設された物流施設件数 10件（H30年度）→累計50件（H30～34年度）

3 特定地域活性化事業の名称

新東名高速道路等の高規格幹線道路を最大限活用し、内陸部に災害に強く魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災・減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を促す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を県・市町が連携・協力して推進し、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指すため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、防災・減災機能の充実・強化や地域資源を活用した新しい産業の創出・集積（有事に強い産業基盤の構築）、新しいライフスタイルの実現の場の創出（有事に強い生活環境の確保）、暮らしを支える基盤の整

備（有事に強い広域ネットワークの構築）に係る取組を行っていく。

- (1) 沿岸・都市部のリノベーションモデル事業
（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）
- (2) 内陸・高台部のリノベーションモデル事業
（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）
- (3) 多層的な地域連携軸の形成モデル事業
（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、以下の取組を行っていく。

- ① 木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業（社会資本整備総合交付金、別紙2-3）
- ② 「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用6次産業化推進事業（社会資本整備総合交付金、別紙2-3）
- ③ 新東名新富士IC周辺物流拠点創出事業（社会資本整備総合交付金、別紙2-3）
- ④ 小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業（道路局所管補助事業、別紙2-3）
- ⑤ 「食と農」のアンテナエリア形成事業（社会資本整備総合交付金、別紙2-3）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

a 現行法で対応可能であることが明らかとなり、同意した提案

- ・工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和

敷地の一部の緑地を行政に寄付した場合、当該工場の緑地とみなすことは困難であるが、当該緑地が行政によって適切に管理され、工場敷地と一体のものともみなせる状態で維持されれば、実質的に緑地率を満たすものと考えられ、知事又は市長は工場立地法第9条の勧告をしないことができると考えられ、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。

- ・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）

甲種農地及び第1種農地であっても、農家レストランや農産物加工販売施設等を設置する場合、地域の農業の振興に資する観点から農地転用許可を行うことが可能となっており、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。

- ・6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和

6次産業化法第5条第1項に基づき、総合化事業計画の認定を受けるに当たっては、同計画の用に供するため、農業者自らが農用地区域内に現行で認められている農業用施設を設置する場合、農用地区域からの除外や農用地区域の用途変更を行うことが必要で

あり、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。

- ・市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和

地域農業の後継者候補を育成するための第一段階として、生産から販売までの一連の農作業を経験させる研修を行うというものであれば営利目的には該当せず、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。

- ・市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する規制の緩和

国・県・市町村等の関係者が集まりワンストップで土地利用計画の調整を行い、その際、市民農園区域の指定の協議に必要な事項も含めて調整されるのであれば、市民農園整備促進法に基づく手続は円滑に完了するものと考えられ、現行法で対応可能との見解が示されたことから、今後、計画が具体化した段階で改めて協議を行うことになった。

- ・同一港内の臨港道路において、専用ナンバーでの輸出用完成自動車やコンテナシャーシ等の移動に関する規制の緩和

輸出用完成自動車の簡易な専用ナンバーは、既にマグネット式ナンバーを導入済みであり、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。

- ・公衆便所の浄化槽における処理対象人員算定計算の特例措置

浄化槽の人員算定は JIS A 3302（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準）によるが、その中で実情に沿わない場合は類似施設を基にして算定人員を算定できるとされており、算定根拠が建築基準法上妥当であると特定行政庁が判断できる場合は実情に即した値を用いることが可能との見解が示された。これにより、実情に即した浄化槽の人員算定を行い、農作業休憩施設整備を実施した。

- ・木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和

都道府県等及び市町村が「行政処分の指針について（通知）」を踏まえ個別の事案ごとに総合判断した結果「廃棄物として取り扱う必要はない」（有価物である）と判断するのであれば、現行制度上廃棄物として取り扱う必要はない、との見解が示されたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

- ・木質バイオマスの燃焼灰利用に関する規制の緩和

都道府県等及び市町村が「行政処分の指針について（通知）」を踏まえ個別の事案ごとに総合判断した結果「廃棄物として取り扱う必要はない」（有価物である）と判断するのであれば、現行制度上廃棄物として取り扱う必要はない、との見解が示されたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

- ・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和

災害時において災害対策本部・避難所及び隣接する工業団地内の工場に対して、災害時に必要となる電気を災害時協力協定により供給することについては、災害時協力協定等において組合を設立する旨の定めがあれば、特定供給の許可を得ることが可能であるため、現行法を改正することなく対応できるとの見解が示されたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

- ・工場立地にかかる緑地等規制の緩和

工場立地法の規制緩和は困難との見解であるが、企業立地促進法において、国の同

意を受けることで用途地域の定めの有無に関わらず企業立地重点促進区域の設定が可能であることを確認した。また、第6次地方分権一括法により町においても独自の緑地率等を規定する準則を定める条例が制定可能となったことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

・ 賃借した農地の利用に関する規制の緩和

借り受けた農地の転貸について、農業経営基盤強化促進法により該当市町が農用地利用集積計画を作成することで対応可能であることが確認できたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

・ 種苗登録における譲渡可能な期間の延長に関する規制の緩和

種苗法で定める品種登録出願前の譲渡可能な期間について、現行の1年以内を3年以内に拡大する規制の緩和は困難であるが、現行法令下で試験研究を目的とした特性調査のために行う譲渡は可能であることが確認できたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

b 現行法での対応であるが、新たな調整スキームを構築し、実現に向けた方針決定を迅速化していくことについて同意した提案（条件付き同意）

・ 土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続きのワンストップ処理）

・ 農用地区域の変更及び農地転用の特例

東日本大震災復興特区法のワンストップ処理は、「被災による行政機能の低下」という特殊事情に配慮した措置であり適用は困難であるが、防災・減災の観点から、土地利用規制に関して、国や関係する県、市町が一堂に会した協議の場を設け、個別事案ごとに協議・調整することは可能との見解が示されたことから、今後、具体化した個別案件ごとに協議を行うことになった。なお、調整スキームについて疑義等が生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を行う。

・ 市街化調整区域における開発許可の特例

東日本大震災復興特区法のワンストップ処理は、「被災による行政機能の低下」という特殊事情に配慮した措置であり適用は困難であるが、市街化調整区域の開発許可は開発許可権者である地方公共団体が都市計画法第34条各号に適合すると判断すれば可能であるとの見解が示されたことから、今後、具体化した個別案件ごとに検討・調整を行うことになった。なお、調整スキームについて疑義等が生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を行う。

・ 農用地区域の変更に関する要件の緩和

農業公共投資が行われて間もない土地を他用途に供するため、農用地区域から除外することは適当ではない。しかし、当該提案に係る企業用地確保については、①土地改良事業に係る非農用地区域の活用、②農村地域工業等導入促進法の活用を検討してほしいとの見解が示されたことから、今後、具体的な調整を進めていく。なお、調整を進める中で疑義等が生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を行う。

- ・農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）

地域再生法については、農振法および農地法の特例が措置されるとともに、平成 27 年 3 月 11 日に農林水産省農村振興局長から通知された「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン」の中で具体的な運用方針が示され、地域再生法の活用により提案内容の実現が可能となったことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

なお、農家レストランを農振法第 3 条第 1 項第 4 号の農業用施設に加えるとした提案については、農林水産省は、内閣府と連携し、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討し、情報提供に努めることとなった。

別紙 2 - 3 <社会資本整備総合交付金> 【1 / 5】

1 一般地域活性化事業の名称

木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業（社会資本整備総合交付金）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

資源循環型林業構築のため、木質バイオマス発電所を建設し、有事の際は隣接する工業団地等へ電力供給する仕組みを構築し、災害に強く持続可能な分散自立型の地域づくりを実現する。

②支援措置の内容

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、国道 246 号への工業団地アクセス道路の整備を行う。

③事業実施主体

小山町

④事業が行われる区域

小山町

⑤事業の実施期間

平成 30 年度～平成 34 年度

別紙 2 - 3 <社会資本整備総合交付金> 【2 / 5】

1 一般地域活性化事業の名称

「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用 6 次産業化推進事業（社会資本整備総合交付金）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

観光客等の交流人口の増加と新たな雇用、賑わいの創出を図るため、「道の駅・川の駅」を整備し、併せて地場産品等を活かした 6 次産業化を推進する。

②支援措置の内容

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、交通休憩施設、観光・地域の活性化及び防災機能を備えた道の駅を建設する。

③事業実施主体

函南町

④事業が行われる区域

函南町

⑤事業の実施期間

平成 27 年度～平成 30 年度

別紙 2 - 3 <社会資本整備総合交付金> 【3 / 5】

1 一般地域活性化事業の名称

新東名新富士 I C 周辺物流拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

土地区画整理事業を行い、防災拠点機能と流通業の集積を両立した物流拠点を創出する。

②支援措置の内容

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、新東名新富士 I C 周辺地区の土地区画整理事業を行う。

③事業実施主体

富士市

④事業が行われる区域

富士市

⑤事業の実施期間

平成 25 年度～平成 37 年度

別紙 2 - 3 <道路局所管補助事業> 【4 / 5】

1 一般地域活性化事業の名称

小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業（道路局所管補助事業）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

（仮称）小山スマート I C が設置されることにあわせ、国際的なレース場である富士スピードウェイ周辺に自動車関連産業や地域資源を活かした観光交流拠点を創出する。

②支援措置の内容

国土交通省の道路局所管補助事業を活用し、新東名高速道路の（仮称）小山 P A 周辺の沿道の町道 3 9 7 5 号線を整備する。

③事業実施主体

小山町

④事業が行われる区域

小山町

⑤事業の実施期間

平成 25 年度～平成 32 年度

別紙 2 - 3 <社会資本整備総合交付金> 【5 / 5】

1 一般地域活性化事業の名称

「食と農」のアンテナエリア形成事業（社会資本整備総合交付金）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

交通の要衝としての優位性や地域資源を活用し、広域物流施設や農家レストラン、農産物直売所、生産型市民農園等を整備し新たな産業集積の創出による賑わいづくりと地域活性化を促進する。

②支援措置の内容

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、交通の安全性及び利便性を向上させるとともに物流及び交流の活性化を図るため市道仮宿下付田高田線を整備する。

③事業実施主体

藤枝市

④事業が行われる区域

藤枝市

⑤事業の実施期間

平成 26 年度～平成 34 年度

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【1 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

沿岸・都市部のリノベーションモデル事業

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

株式会社清水銀行

株式会社静岡中央銀行

静岡信用金庫

静岡信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

富士宮信用金庫

島田信用金庫

焼津信用金庫

掛川信用金庫

富士信用金庫

遠州信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

静岡県信用農業協同組合連合会

三島函南農業協同組合

南駿農業協同組合

富士市農業協同組合

大井川農業協同組合

遠州中央農業協同組合

株式会社日本政策投資銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

総合特区内において、南海トラフの巨大地震において津波被害が想定される区域（静岡県第4次地震被害想定）に立地する企業の安全な場所への移転、移転後の空間を活用した農地の再生^{註1}、さらに、沿岸・都市部の浸水被害想定区域外における防災公園への物資供給拠点の併設や産業集積拠点の創出、交通インフラを活用した災害に強い工業・物流施設の整備や

地場産品を活用した交流拠点の創出、沿岸域を有する市町における既存施設や土地の利活用の促進をすることにより、津波被害が想定される沿岸・都市部の新しい地域再生モデルの創出を目指す「沿岸・都市部のリノベーションモデル事業」を実施する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業。具体的には以下の事業をいう。

事業名	吉田町	物資供給拠点確保事業
		企業活動維持支援事業
	静岡市	大谷・小鹿地区における新たな産業・交流機能創出事業
	袋井市	静岡モデル防潮堤整備と連動した次世代産業拠点創出事業
	湖西市	浜名湖西岸地区産業集積推進事業
	沿岸 21 市町 ^{注2}	防災・減災に資する既存施設・土地利活用促進事業

「沿岸・都市部のリノベーションモデル事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である防災・減災機能の充実・強化、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積、新しいライフスタイルの実現の場の創出、暮らしを支える基盤の整備及びその解決策である有事における避難地や物資供給拠点などの活動拠点となる機能の確保、地域固有の再生可能エネルギーを活用した分散自立型エネルギーシステムの構築、新しいビジネスや研究開発の促進による需要拡大に即した農林産物の安定的な供給力の確保、地域資源の活用によるエネルギーの有効利用の推進、陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実等とも整合している。

注 1 具体的な事業内容

農地の再生	優良畑地化、植物工場の設置、その他の農業生産基盤の整備
-------	-----------------------------

注 2 沿岸 21 市町

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、伊豆市、静岡市、焼津市、牧之原市、吉田町、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市
--

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

- 第 1 号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
- 第 2 号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業
- 第 3 号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- 第 4 号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの
- 第 5 号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

内陸・高台部のイノベーションモデル事業

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

株式会社清水銀行

株式会社静岡中央銀行

静岡信用金庫

静岡信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

富士宮信用金庫

島田信用金庫

焼津信用金庫

掛川信用金庫

富士信用金庫

遠州信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

静岡県信用農業協同組合連合会

三島函南農業協同組合

南駿農業協同組合

富士市農業協同組合

大井川農業協同組合

遠州中央農業協同組合

株式会社日本政策投資銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

総合特区内において、各地域が有する特色ある固有の地域資源等をより一層活用し、新しい産業や新しいライフスタイルの創出により、沿岸域の企業や住民の受け皿となる災害に強く個性と魅力を備えた新しい地域づくりの先導的なモデルの創出を目指す「内陸・高台部のイノベーションモデル事業」を実施する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付

ける事業。具体的には以下の事業をいう。

事業名	三島市 函南町 長泉町	三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業
		三島玉沢インターチェンジ周辺医療・健康関連産業等集積事業
		ゆとりある田園居住区整備促進事業
		「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用6次産業化推進事業
	小山町	新東名高速道路長泉沼津IC周辺物流関連産業等集積事業
		小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業
		木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業
	静岡市	足柄サービスエリア周辺を広域都市交流拠点とした土地利用事業
		次世代市民農園開設事業
		再生可能エネルギー利活用促進事業
	島田市	地域資源活用による都市山村交流事業
		新東名島田金谷IC周辺都市的土地利用推進事業
	藤枝市	食と農のアンテナエリア形成事業
		生産型市民農園開設事業
		高度な情報システムを駆使した物流産業の立地促進事業
	袋井市	三大都市圏域「食と農」産業（研究所・工場・物流）集積促進事業
		東名袋井IC周辺産業集積拠点創出事業
	森町	遠州森町PA周辺有効活用推進事業
森掛川IC周辺次世代産業集積事業		
内陸部への移転企業の受け皿確保事業		

「内陸・高台部のイノベーションモデル事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である防災・減災機能の充実・強化、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積、新しいライフスタイルの実現の場の創出、暮らしを支える基盤の整備及びその解決策である有事における避難地や物資供給拠点などの活動拠点となる機能の確保、多彩な農芸品を活用した6次産業化や地産地消の推進による「食と農」のビジネス拠点の創出、地域の魅力を生かした交流の促進、陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実等とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

第 10 号 地域住民の健康の保持増進に資する事業

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【3 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

多層的な地域連携軸の形成モデル事業

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

株式会社清水銀行

株式会社静岡中央銀行

静岡信用金庫

静岡信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

富士宮信用金庫

島田信用金庫

焼津信用金庫

掛川信用金庫

富士信用金庫

遠州信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

静岡県信用農業協同組合連合会

三島函南農業協同組合

南駿農業協同組合

富士市農業協同組合

大井川農業協同組合

遠州中央農業協同組合

株式会社日本政策投資銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

総合特区内において、本県が有する全ての“陸・海・空”の交通ネットワーク（新東名と東名高速道路のダブルネットワーク、駿河湾3港、富士山静岡空港等）を最大限活用し、物流コストやリードタイム縮減等のインセンティブにより高規格幹線道路（第4次全国総合開発計画で計画された路線）のIC周辺地域等に物流関連企業の新規立地、施設の増改築、設

備の新規購入・更新の設備投資を促進し、有事においても大きな機能を発揮する広域物流拠点を県内各地に創出することで全国に誇る有事に強い物流ネットワークの構築を目指す「多層的な地域連携軸の形成モデル事業」を実施する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業。具体的には以下の事業をいう。

事業名	県下全域	物流拠点創出事業
-----	------	----------

「多層的な地域連携軸の形成モデル事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である防災・減災機能の充実・強化、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積、暮らしを支える基盤の整備及びその解決策である有事における避難地や物資供給拠点などの活動拠点となる機能の確保、高規格幹線道路の機能や豊富な農林産物、加工品等の生産力を生かした広域物流拠点の創出、陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実等とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

別紙2-8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

事業名・実施主体	措置年度
<<防災・減災機能の充実・強化>>	
大規模地震対策等総合支援事業費【静岡県】	H9～H25
緊急地震・津波対策交付金【静岡県】	H25～H27
緊急地震・津波対策等交付金【静岡県】	H28～H30
地震・津波対策等減災交付金【静岡県】	H31～H34
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費【静岡県】	H13～
私立学校耐震化促進等事業費助成（私立学校地震対策緊急整備事業費助成）【静岡県】	H8～
津波対策関連事業費（堤防・水門等の整備）【静岡県】	H25～
津波対策施設等整備事業費（海岸）【静岡県】	H25～
津波避難対策事業【袋井市】	H24～
津波避難施設整備事業費補助金【磐田市】	H24～H27
施設園芸における太陽光発電普及事業費助成【静岡県】	H25～H26
<<地域資源を活用した新しい産業の創出・集積>>	
静岡県地方活力向上地域における県税の特例【静岡県】	H28～
新規産業立地事業費助成【静岡県】	H7～
地域産業立地事業費助成【静岡県】	H8～
工業用地安定供給促進事業費助成【静岡県】	H26～
中小企業向制度融資促進費助成（内陸フロンティア推進貸付）【静岡県】	H26～H29
中小企業向制度融資促進費助成（ふじのくにフロンティア推進資金）【静岡県】	H30～
内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業費【静岡県】	H26～
地域振興整備事業建設改良費【静岡県】	S58～
工業用地等開発可能性基本調査事業費【静岡県】	H24～
新成長産業戦略的育成事業費助成【静岡県】	H25～
先端企業育成プロジェクト推進事業費助成【静岡県】	H27～
6次産業化推進事業費【静岡県】	H22～
農地中間管理総合支援事業費助成【静岡県】	H26～
水産物産地市場施設整備関連事業費助成【静岡県】	H17～
三島市地方活力向上地域における市税の特例【三島市】	H28～
ファルマバレー関連事業所等家賃助成事業費補助金【三島市】	H24～
三島市企業立地事業費【三島市】	H19～
静岡市企業立地促進事業補助金【静岡市】	H20～
浜松市企業立地支援事業費補助金【浜松市】	H26～

事業名・実施主体	措置年度
沼津市本社機能移転拡充促進事業補助金【沼津市】	H29～
沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金【沼津市】	H28～
沼津市企業立地促進事業費補助金【沼津市】	H18～
富士宮市企業立地促進事業費補助金【富士宮市】	H25～
島田市企業立地促進事業費【島田市】	H20～
掛川市企業立地促進事業費【掛川市】	H20～
企業立地促進奨励金【富士市】	H15～
地場産業振興事業【富士市】	S42～
経済変動対策貸付資金融資制度【富士市】	H20～
立地工場等事業継続強化事業費補助金【富士市】	H26～
本社機能移転・拡充促進事業補助金【富士市】	H28～
産学連携セルロースナノファイバーチャレンジ補助金【富士市】	H28～
ものづくり力向上事業補助金【富士市】	H30～
研究開発用セルロースナノファイバー製造設備整備費補助金【富士市】	H30～
焼津市産業立地促進事業費補助金【焼津市】	H26～
農商工連携・6次産業化等推進事業費【藤枝市】	H23～
企業立地促進事業費補助金【藤枝市】	H15～
新製品・新技術等開発事業費補助金【藤枝市】	H13～
中小企業販路拡大事業費補助金【藤枝市】	H13～
市民ふれあい農園整備事業費補助金【藤枝市】	H22～
農業者支援特別資金借入れに対する利子補給【藤枝市】	H21～H26
御殿場市地域産業立地促進事業費補助金【御殿場市】	H19～
御殿場市雇用促進事業費補助金【御殿場市】	H27～
御殿場市設備投資事業費補助金【御殿場市】	H29～
袋井市工場立地奨励補助金【袋井市】	H17～
袋井フロンティア農園プロジェクト【袋井市】	H23～H27
袋井市民間事業所施設事業費負担金【袋井市】	H23～H24
下田市地方活力向上地域における市税の特例【下田市】	H28～
裾野市企業立地促進事業費補助金【裾野市】	H26～
湖西市企業立地促進奨励金【湖西市】	H18～
伊豆市地方活力向上地域における市税の特例【伊豆市】	H29～
伊豆市企業立地事業費【伊豆市】	H23～
御前崎市企業立地促進事業補助金【御前崎市】	H17～
菊川市地域産業立地事業費【菊川市】	H17～

事業名・実施主体	措置年度
伊豆の国市企業立地事業費【伊豆の国市】	H24～
伊豆の国市企業立地設備投資奨励金【伊豆の国市】	H30～
牧之原市企業立地促進事業費補助金【牧之原市】	H17～
清水町地方活力向上地域における町税の特例【清水町】	H28～
清水町企業立地促進事業費補助金【清水町】	H28～
長泉町地域産業立地事業費補助金【長泉町】	H17～
森町産業立地事業費補助金【森町】	H10～
森町産業立地奨励事業費補助金【森町】	H29～
川根本町地方活力向上地域における町税の特例【川根本町】	H28～
産業立地促進事業費補助金【磐田市】	H17～
産業立地奨励補助金【磐田市】	H17～
立地工場等事業継続強化事業費補助金【磐田市】	H26～
次世代型農水産業立地促進事業費補助金【磐田市】	H28～
新エネルギー産業立地促進事業費補助金【磐田市】	H24～H26
事業者用太陽光発電設備導入支援事業費補助金【磐田市】	H25～H26
小山町地域産業立地事業費補助金【小山町】	H28～
吉田町企業立地促進事業費補助金【吉田町】	H26～
新東名高速道路活用産業集積構想策定事業費【静岡県】	H24
新東名活用農芸品等販路拡大事業費【静岡県】	H24
地域活性化施設基本計画策定事業費【函南町】	H24
地域活性化・交流・防災拠点整備調査事業費【函南町】 (平成24年度 先導的官民連携支援事業)	H24
函南町企業立地事業費補助金【函南町】	H29～
函南町企業立地設備投資奨励金【函南町】	H29～
南伊豆町企業立地事業費補助金【南伊豆町】	H28～
<<新しいライフスタイルの実現の場の創出>>	
国内誘客推進事業費（観光特性化事業分）【静岡県】	H23～H28
魅力ある観光地域づくり推進事業費【静岡県】	H29～
ふじのくにに住みかえる推進事業費【静岡県】	H27～
豊かな暮らし空間創生事業費【静岡県】	H27～
新エネルギー導入促進事業費助成【静岡県】	H23～H27
地産エネルギー創出支援事業費【静岡県】	H28～
次世代エネルギー産業構築支援事業費【静岡県】	H28～

事業名・実施主体	措置年度
ふじのくに観光ブランド創出事業費（新東名関連分）【静岡県】	H24
ふじのくに交流・定住促進事業費【静岡県】	H23～H26
豊かな暮らし空間創生事業費補助金【島田市】	H31～
<<暮らしを支える基盤の整備>>	
戦略物流ビジョン推進事業費【静岡県】	H23～24
<<“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体の推進>>	
「内陸のフロンティア」推進事業費【静岡県】	H24～H29
“ふじのくに”のフロンティア推進事業費【静岡県】	H30～

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

【静岡県】

- ・ 市街化調整区域内における「大規模流通業務施設」の立地基準（開発審査会付議基準）については、高速自動車国道のIC周辺の指定地域への立地の追加（高速自動車国道ICから1km以内を高速自動車国道のICから5km以内の指定地域）や特定流通業務施設の追加を行い、開発許可手続きの迅速化・明確化により物流関連企業の立地促進を支援している。また、開発審査会への付議基準に、製造業・情報通信業の工場等に関する「地域振興のための工場等」及び同区域における住宅の立地に関する「優良田園住宅」を新設するとともに、包括承認基準に、地域未来投資促進法の地域経済牽引施設の開発（建築）行為に関する「地域経済牽引事業の用に供する施設」を新設し、市町のまちづくりの方針に沿った運用が出来るよう見直しを行った。
- ・ 企業立地補助制度について、流通加工等を行う高度な物流施設を補助対象に追加するとともに、成長分野（食品、医薬品・医療機器、環境関連）の工場、研究所の補助率・限度額の引上げ、雇用要件や2回目以降の交付要件の緩和を行うなど、企業立地の促進を図っている。
- ・ 工場立地法に基づく県条例の制定により、町村部における緑地面積率及び環境施設面積率の見直しを行い、企業立地の促進を図っている。
- ・ 平成26年度から、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の県全域への拡大に向け、市町の取組や事業の具体化強化のため、「ふじのくにフロンティア推進区域」（旧称「内陸フロンティア推進区域」）を設置し、各種支援を行う。
 - ※ ふじのくにフロンティア推進区域：総合特区区域及び“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要として県が指定する区域
- ・ “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組において、これまで取組の少なかった「沿岸・都市部の取組」等を掘り起こすため、これらの取組のモデルとなる地域づくりの事業計画策定の支援を行った。

(取組への具体的支援策)

- ・市町が実施する整備手法の検討等に係る調査・設計事業等に対して助成し、区域構想の具体化に向けた取組を支援する。(推進区域)
- ・用地取得に対する補助率と補助限度額を引上げし、企業の設備投資をより一層促進していく。(推進区域)
- ・工業用地造成に係る市町の公共施設整備に要する経費に対して助成し、工業用地の安定的な供給を支援する。(推進区域)
- ・中小企業向制度融資に、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を対象とする融資を創設するとともに、成長産業分野における事業に要する資金について優遇金利を設定し、企業立地等を促進する。(推進区域)
- ・民間事業者が行う住宅団地整備のうち、公共施設整備に要する経費に対して助成し、住宅用地の安定的な供給を支援する。(推進区域)
- ・開発地周辺の農業振興対策として、市町等からの申請に基づく農地の基盤整備を県が実施し、支援する。(推進区域)
- ・製造工場、物流施設、植物工場等を新規に立地した企業の設備投資に対して助成し、産業の高度化や雇用の創出を図る。
- ・事業継続計画に基づき、県第4次地震被害想定において津波等の被害が想定される区域に立地する工場等を区域外等へ移転又は分散する際の企業の設備投資・用地取得費・新規雇用に対して、支援する。

3 地方公共団体等における体制の強化

総合特区をはじめとした“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を推進するため、県並びに関係市町の組織や体制を以下のとおり強化している。

また、計画、実行した取組は、外部有識者により構成する「静岡県「内陸のフロンティア」を拓く取組評価委員会」にて、毎年評価を行い、取組の改善に繋げるなど、継続的に取組を実施する体制が整っている。

【静岡県】

- ・平成23年12月：県庁内に知事、副知事、関係部局長を構成員とする『「内陸のフロンティア」を拓く推進会議』を設置
- ・平成24年1月：富士市及び民間事業者を構成員とする「富士山を望む休憩施設設置に向けた勉強会」を設置
- ・平成24年4月：県と県内全市町の企画担当部長相当職を構成員とする「内陸のフロンティアを拓く県と市町の企画政策会議」を設置し、県と市町が連携・協力して取組を推進する体制を構築
- ・平成24年5月：県庁内の関係部長等が構成員の「産業集積推進本部」の下、「リスク分散検討部会」を設置し、企業のリスク分散・移転の動きに対応
- ・平成24年6月：市町や民間企業からの土地利用調整等に係る相談のワンストップ窓口「チームフロンティア」を県内4箇所の県地域政策局内に設置
- ・平成24年9月：県企画広報部に「部理事（内陸フロンティア担当）」を配置

- ・平成 25 年 4 月：内陸フロンティア構想の早期実現に向け、「内陸のフロンティア」を拓く推進会議本部事務局を県企画広報部内に設置
- ・平成 26 年 3 月：本県産業の成長戦略策定を目的として、県と県内経済界の代表者による「静岡県産業成長戦略会議」を県経済産業部内に設置
- ・平成 26 年 10 月：「内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会」を再編し、総合特区区域に加え、県が指定する内陸のフロンティア推進区域を加えた『「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会』を設立
- ・平成 27 年 9 月：外部有識者により取組の進捗を客観的に評価し、取組のスピードアップや質の向上を図るため、「静岡県「内陸のフロンティア」を拓く取組評価委員会」を設置
- ・平成 28 年 11 月：本県における産業振興を一層推進するため、県企業局に「国内産業振興プロジェクトチーム」を設置
- ・平成 29 年 6 月：内陸フロンティア推進区域等の早期具体化を図るため、「内陸フロンティア推進プロジェクトチーム」を設置

【静岡市】

- ・平成 25 年 7 月：「静岡市内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

【三島市】

- ・平成 24 年 4 月：「三島市戦略まちづくり推進本部会議」を設置
- ・平成 24 年 4 月：「持続可能な経済対策本部会議」を設置
- ・平成 25 年 5 月：「三島市内陸のフロンティア総合特区庁内推進特別部会」を設置
- ・平成 25 年 5 月：「三島市内陸のフロンティアを拓く総合特区連絡協議会」を設置
- ・平成 26 年 4 月：「三島市都市戦略推進特別部会」を設置
- ・平成 27 年 4 月：「三島市都市戦略推進特別部会」を「三島市総合戦略推進特別部会」に発展改組し、新たに「三島市総合戦略策定委員会」を設置
- ・平成 27 年 4 月：政策企画課内に、「内陸フロンティア推進室」を設置

【富士市】

- ・平成 26 年 5 月：「富士市内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

【磐田市】

- ・平成 23 年 3 月：「いわた内陸フロンティア検討会」を設置

【藤枝市】

- ・平成 19 年 4 月：「藤枝市企業立地推進本部会」を設置
 - ・平成 23 年 8 月：藤枝市と J A 大井川・藤枝商工会議所・岡部町商工会を事務局とした農林・商工業者等による「藤枝市農商工連携・6 次産業化推進ネットワーク」を設立
 - ・平成 24 年 4 月：新東名 I C 周辺土地利用に関するワーキンググループを設置
 - ・平成 26 年 12 月：「藤枝市内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置
- #### 【袋井市】
- ・平成 22 年 7 月：「企業誘致推進チーム」を設置
 - ・平成 24 年 3 月：「6 次産業化研究会」を設置

- ・平成 24 年 4 月：「防災係」を「防災計画係・防災対策係」の 2 係体制とし、元自衛隊 1 等陸佐を防災監に採用
- ・平成 25 年 7 月：「袋井市内陸フロンティア総合特区推進チーム」を設置
- ・平成 29 年 4 月：新たな産業育成の強化を図るため、「産業振興課」を「産業政策課」に、「産業立地推進室」を「産業振興室」に変更
- ・平成 30 年 4 月：危機管理体制の強化を図るため、「防災監」を「危機管理監」に、「防災課」を「危機管理課」に、「防災計画係」を「危機政策係」に、「防災対策係」を「危機対策係」にそれぞれ変更
- ・平成 31 年 4 月：企業誘致と用地開発を集中的に進めるため、それに特化した「企業誘致係」を産業政策課内に設置するとともに、「産業振興室」と「商業労政係」を再編し「産業労政室」に変更

【函南町】

- ・平成 24 年 3 月：「農業文化振興会議」を設置
- ・平成 25 年 3 月：「函南町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

【長泉町】

- ・平成 24 年 4 月：「新東名長泉沼津 I C 周辺土地利用調整会議」を設置
- ・平成 25 年 8 月：「長泉町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

【小山町】

- ・平成 24 年 6 月：「小山町経営戦略会議」を設置
- ・平成 25 年 4 月：内陸のフロンティアを拓く取組推進プロジェクトチーム「チーム・フロンティアおやま」を設置
- ・平成 25 年 10 月：「小山町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置
- ・平成 25 年 12 月：「小山町内陸のフロンティア総合特区湯船原地区地権者連絡協議会」を設置
- ・平成 26 年 4 月：企画総務部に「内陸のフロンティア」を拓く取組担当の「未来拠点課」を設置
- ・平成 26 年 10 月：「小山町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を、総合特区区域に加え、県が指定する内陸のフロンティア推進区域を加えた『小山町内陸のフロンティアを拓く取組推進協議会』に変更
- ・平成 27 年 4 月：小山町内陸のフロンティアを拓く取組を「特命副町長」が統括し、企画総務部に「内陸のフロンティア」を拓く取組及び多様化する土木行政に対応するため、「技監」を設置
- ・平成 27 年 4 月：未来拠点課内に、「用地班」を設置
- ・平成 29 年 4 月：未来拠点課内に、「企業誘致班」を設置

【吉田町】

- ・平成 24 年 1 月：「防災課」を設置
- ・平成 24 年 1 月：「理事」（地震、津波の防災対策事業を統括）を配置
- ・平成 25 年 5 月：「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進本部」を設置
- ・平成 26 年 4 月：企画課内に、内陸フロンティア専担の課長補佐を配置
- ・平成 26 年 9 月：「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区（物資供給拠点確保事業区域）推

進協議会」を設置

- ・平成 26 年 10 月：「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区（企業活動維持支援事業区域）推進協議会」を設置
- ・平成 27 年 4 月：内陸フロンティア専担の課長補佐を廃止し、企画課内に、「地域戦略部門」を設置
- ・平成 28 年 4 月：「理事」（内陸フロンティアを拓く取組を統括）を配置
- ・平成 28 年 4 月：機構改革により「地域戦略部門」を廃止し、企画課内に、「まちづくり推進部門」を設置

【森 町】

- ・平成 24 年 7 月：新東名高速道路を活用した地域づくりに関する勉強会を開催
- ・平成 26 年 4 月：企画財政課内に、「内陸フロンティア推進係」を設置
- ・平成 26 年 5 月：森町内陸のフロンティアを拓く取組推進プロジェクトチームを設置
- ・平成 26 年 12 月：森町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会を設置

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

【民間による取組】

- ・県内の経済団体が発起人となり、民間の視点から地域づくりの提案を行う「ふじのくにフロンティア推進コンソーシアム（旧称内陸フロンティア推進コンソーシアム）」が平成 25 年 5 月に設立された。

『ふじのくにフロンティア推進コンソーシアムの概要』

- 役員（設立発起人）代表 静岡県商工会議所連合会会長
副代表 静岡県経営者協会会長
副代表 静岡県商工会連合会会長
副代表 静岡県中小企業団体中央会会長

○構成員：310 団体・企業

【防災・減災機能の充実・強化】

- ・地域の実情に応じた津波対策「静岡方式」を県と市町の協働により推進するため、沿岸の全 21 市町に「静岡モデル推進検討会」を設置し、歴史・文化、景観・環境との調和が図られる津波防御のあり方を検討している。このうち、防災林等の嵩上げ・強化を行う「静岡モデル防潮堤」の整備は、浜松市や掛川市など条件が整った市町において着手している。〈静岡県〉〈沿岸市町〉〈浜松市〉〈磐田市〉〈焼津市〉〈掛川市〉〈袋井市〉〈御前崎市〉〈湖西市〉〈吉田町〉
- ・津波ハザードマップの策定や、津波対策として、津波避難タワーや人工的な高台の整備による避難施設「命山」の設置等を実施している。〈沿岸市町〉〈磐田市〉〈袋井市〉〈湖西市〉〈吉田町〉
- ・平時には県民に親しまれる場となり、有事には津波に対する多重防御の一翼を担うため、砂丘の嵩上げや海岸防災林の再整備等を行う“ふじのくに森の防潮堤づくり”を推進している。なお、本取組は「潜在自然植生」による森づくりを基本に据え、風や砂と闘い、それを克服してきた「先人の知恵」や地域住民の積極的な参加による「地域の力」を活用しながら進め

ている。〈静岡県及び掛川市等沿岸市町〉

【地域資源を活用した新しい産業の創出・集積】

- ・企業立地補助制度として、設備投資や用地取得等に対する助成、事業所の賃貸料補助、立地報奨金等、独自の助成を設けるなど、企業立地の促進を図っている。〈静岡市〉〈三島市〉〈富士市〉〈磐田市〉〈藤枝市〉〈袋井市〉〈函南町〉〈長泉町〉〈小山町〉〈吉田町〉〈森町〉
- ・6次産業化相談窓口の設置や6次産業化等セミナーの開催、農商工連携及び6次産業化を推進するネットワーク形成等、6次産業化の取組を支援している。〈静岡市〉〈三島市〉〈富士市〉〈磐田市〉〈藤枝市〉〈袋井市〉

【新しいライフスタイルの実現の場の創出】

- ・農山漁村地域の景観や環境・文化等を守る地域づくりの活動を推進するため、県内全市町による連合体「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」を結成し、県内の農山漁村のブランド力を高める取組を行っている。〈静岡県〉
- ・災害に強い小規模分散型のエネルギー供給体制を構築するため、戸建て住宅に加え、集合住宅、事業所、農業施設等で蓄電池との組み合わせ等による自家消費を中心に利用する太陽光発電の導入を促進する。また、設備の設置にあたっては地域住民や周辺環境等に配慮するなど、適切な事業実施の確保を図ることとしている。〈静岡県〉
- ・新東名高速道路開通を活かした都市農村交流活動の促進を図るよう、「原・新丹谷グリーンニューディール検討会」を結成した（平成24年「庵原オレンジフロンティア推進協議会」に改組）。〈静岡市〉
- ・市民の参加により、耕作放棄地の再生と農の価値を体感してもらうため袋井フロンティア農園プロジェクトを実施した。〈袋井市〉

別添 4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、御殿場市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、川根本町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	本認定計画に記載する内容のうち、「別紙 2 - 4 〈地域活性化総合特区支援利子補給金〉【3 / 3】」に関しては、「物流拠点創出事業」を対象とした申請であり、対象範囲が県内全域となることから、影響を与えと考えられるため
意見を聴いた日	平成 25 年 5 月 15 日
意見聴取の方法	文書による意見照会
意見の概要	意見なし
意見に対する対応	特になし

別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	“ふじのくに”のフロンティアを拓く地域協議会 (旧称「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会)
地域協議会の設置日	平成 24 年 7 月 17 日
地域協議会の構成員	公益社団法人静岡県観光協会、一般財団法人静岡県銀行協会、 静岡県漁業協同組合連合会、一般社団法人静岡県経営者協会、 一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、 一般社団法人静岡県信用金庫協会、静岡県信用保証協会、 静岡県森林組合連合会、静岡県倉庫協会、静岡県中小企業団体中央会、 一般社団法人静岡県トラック協会、静岡県農業協同組合中央会、 ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合、清水農業協同組合、 中日本高速道路株式会社、株式会社みずほ銀行、 株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、 株式会社静岡銀行、スルガ銀行株式会社、株式会社清水銀行、 株式会社静岡中央銀行、静岡信用金庫、静岡信用金庫、浜松磐田信用 金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田信用金庫、 焼津信用金庫、掛川信用金庫、富士信用金庫、 遠州信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、 静岡県信用農業協同組合連合会、三島函南農業協同組合、 南駿農業協同組合、富士市農業協同組合、大井川農業協同組合、 遠州中央農業協同組合、株式会社日本政策投資銀行、 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、 島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、 袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、 伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、 西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、 森町、静岡県
協議を行った日	(第 1 回)・・・指定申請書へ記載済 平成 24 年 7 月 17 日 平成 24 年度第 1 回地域協議会を開催 (第 2 回)・・・指定申請書へ記載済 平成 24 年 8 月 9 日 平成 24 年度第 1 回ワーキンググループ会議を開催 (第 3 回)・・・指定申請書へ記載済 平成 24 年 8 月 13 日 平成 24 年度物流ワーキンググループ会議を開催 (第 4 回)・・・指定申請書へ記載済 平成 24 年 8 月 24 日 平成 24 年度第 2 回ワーキンググループ会議を開催 (第 5 回)・・・指定申請書へ記載済 平成 24 年 8 月 31 日 平成 24 年度第 2 回地域協議会を開催 (第 6 回)

	<p>平成 25 年 2 月 13 日 平成 24 年度第 3 回ワーキンググループ会議を開催 (第 7 回)</p> <p>平成 25 年 2 月 18 日 平成 24 年度第 3 回地域協議会を開催 (第 8 回)</p> <p>平成 25 年 5 月 15 日 平成 25 年度第 1 回地域協議会を開催(書面協議) (第 9 回)</p> <p>平成 25 年 6 月 28 日 平成 25 年度第 2 回地域協議会を開催(書面協議) (第 10 回)</p> <p>平成 25 年 7 月 10 日 平成 25 年度第 1 回ワーキンググループ会議を開催 (第 11 回)</p> <p>平成 25 年 8 月 28 日 平成 25 年度第 2 回ワーキンググループ会議を開催 (第 12 回)</p> <p>平成 25 年 9 月 6 日 平成 25 年度第 3 回地域協議会を開催 (第 13 回)</p> <p>平成 25 年 9 月 27 日 平成 25 年度第 4 回地域協議会を開催(書面協議) (第 14 回)</p> <p>平成 26 年 1 月 17 日 平成 25 年度第 3 回ワーキンググループ会議を開催 (第 15 回)</p> <p>平成 26 年 2 月 4 日 平成 25 年度第 4 回ワーキンググループ会議を開催 (第 16 回)</p> <p>平成 26 年 2 月 12 日 平成 25 年度第 5 回地域協議会を開催 (第 17 回)</p> <p>平成 26 年 5 月 15 日 平成 26 年度第 1 回地域協議会を開催(書面協議) (第 18 回)</p> <p>平成 26 年 5 月 21 日 平成 26 年度第 1 回ワーキンググループ会議を開催 (第 19 回)</p> <p>平成 26 年 6 月 3 日 平成 26 年度第 2 回地域協議会を開催 (第 20 回)</p> <p>平成 26 年 9 月 26 日 平成 26 年度第 2 回ワーキンググループ会議を開催 (第 21 回)</p> <p>平成 26 年 10 月 3 日 平成 26 年度第 3 回地域協議会を開催(書面協議) (第 22 回)</p> <p>平成 26 年 10 月 24 日 平成 26 年度第 4 回地域協議会を開催 (第 23 回)</p> <p>平成 26 年 12 月 19 日 平成 26 年度第 3 回ワーキンググループ会議を開催 (第 24 回)</p> <p>平成 27 年 3 月 9 日 平成 26 年度第 4 回ワーキンググループ会議を開催 (第 25 回)</p>
--	---

	<p>平成 27 年 3 月 26 日 平成 26 年度第 5 回地域協議会を開催 (第 26 回)</p> <p>平成 27 年 5 月 12 日 平成 27 年度第 1 回地域協議会を開催(書面協議) (第 27 回)</p> <p>平成 27 年 6 月 5 日 平成 27 年度第 2 回地域協議会を開催 (第 28 回)</p> <p>平成 27 年 11 月 12 日 平成 27 年度第 3 回地域協議会を開催 (第 29 回)</p> <p>平成 28 年 2 月 2 日 平成 27 年度第 4 回地域協議会を開催(書面協議) (第 30 回)</p> <p>平成 28 年 3 月 22 日 平成 27 年度第 5 回地域協議会を開催 (第 31 回)</p> <p>平成 28 年 5 月 23 日 平成 28 年度第 1 回地域協議会を開催(書面協議) (第 32 回)</p> <p>平成 28 年 6 月 8 日 平成 28 年度第 2 回地域協議会を開催 (第 33 回)</p> <p>平成 29 年 1 月 25 日 平成 28 年度第 3 回地域協議会を開催 (第 34 回)</p> <p>平成 29 年 4 月 28 日 平成 29 年度第 1 回地域協議会を開催(書面協議) (第 35 回)</p> <p>平成 29 年 6 月 7 日 平成 29 年度第 2 回地域協議会を開催(書面協議) (第 36 回)</p> <p>平成 29 年 12 月 26 日 平成 29 年度第 3 回地域協議会を開催(書面協議) (第 37 回)</p> <p>平成 30 年 4 月 18 日 平成 30 年度第 1 回地域協議会を開催(書面協議) (第 38 回)</p> <p>平成 30 年 6 月 4 日 平成 30 年度第 2 回地域協議会を開催 (第 39 回)</p> <p>平成 30 年 9 月 5 日 平成 30 年度第 3 回地域協議会を開催(書面協議) (第 40 回)</p> <p>平成 31 年 1 月 11 日 平成 30 年度第 4 回地域協議会を開催(書面協議)</p>
協議会の意見の概要	別表 1 のとおり
意見に対する対応	別表 1 のとおり

(別表 1)

【第 1 回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<p>総合特区申請提案の方向性、市町から地域づくりの提案について説明、意見交換を行った。</p> <ol style="list-style-type: none">1 農地の転用が各市町であるが、地元が活性化するように企業を誘致して、企業だけが元気になるのではなく地域が元気になるような、地元の意向、意見を聞いた、しっかりした基本計画を立ててもらいたい。2 内陸フロンティアの区域範囲が、高規格幹線道路、新東名をイメージしていると思うが、ここから半径何キロというコンセプトがある中で、今回、協議会に参加している市町としていない市町があるが、この整理が必要である。どのような形で参加しているのか。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none">1 各市町からの提案事業については、県と市町間でヒアリングを実施し、関係者の合意状況等も確認しながら事業の見直しや調整を行った。2 確定した場所で何をするか計画があり、そこでの規制緩和を明確にしなければならないため、それに該当する市町が参加している。これで固定ということではなく、途中から入ることも可能である旨、周知した。

【第 2 回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<p>総合特区提案の構成、規制の特例措置等について意見交換を行い、総合特区に関するアンケート調査を依頼した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新エネルギーで発電した余剰電力を一定地域内で融通できる制度の創設のところで、電力会社以外にも電気事業者をつくるイメージか。電力会社のバックアップがないと安定した供給にはならない。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none">1 契約関係で 1 対 1 の契約しか許されていない部分の規制の特例措置を求めていくものであるが、発電する施設がどの程度のものか、近隣で使用する電力がどの程度のものか電力会社との関係があるため検討していく。

【第3回】・・・指定申請書へ記載済

<p>協議会の意見の概要</p>	<p>物流に関する総合特区の概要説明及び規制緩和に関するアンケート調査を依頼するとともに、意見交換を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 拠点として考えているのは富士市、藤枝市、袋井市とのことであるが、今後、三遠南信自動車道や中部横断自動車道の開通もあり、その他の市町も含めて考える必要があるのではないか。物流拠点としての活用を考えている市町からの申請だけで、3市と決めてしまうのはいかがか。 2 特殊車両通行許可に係る許可要件の緩和がされても、実際の道路の通行には重量や高さの制限があるため、ハード面の整備がない限り実効性は薄いし、すぐにハード整備が追いつくとは思えない。 3 広域防災拠点として設定するにあたっては、県において定めた8箇所の広域物資拠点や国がとりまとめた「災害に強い物流システムの構築に関する協議会」で指定した広域物資拠点を補完する24箇所の民間物資拠点との整合性を図る必要がある。
<p>意見に対する対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の物流拠点は、物流企業の進出の可能性のある内陸部のイノベーションモデルの7地区と都市部のリノベーションモデルの1地区の計8地区を物流対象地区とした。 2 道路のハード整備については鋭意進めていくが、今回申請の許可要件の緩和については、検討時の道路の状況で安全性が確保できる範囲内で規制緩和を行っていく。 3 今回の特区での物資拠点は、当面は市町における物資仕分け所のような位置付けとしている。

【第4回】・・・指定申請書へ記載済

<p>協議会の意見の概要</p>	<p>アンケート調査結果に基づく規制の特例措置等の修正案及び指定申請書の概要（案）を示し、意見交換を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中山間地には平野部が少ないため必要最小限の開発でも、結局農地が点在してしまう。少ない平地のため、新たな造成という前提がないと今の農地が容易に開発されてしまわないかと危惧している。 2 港湾の中で道路がつながっていれば敷地内ということで問題ない。港湾から公道に出なければならないという構造上の問題のため、このこと自体を根本的に考え直して、港湾一つという考えであれば問題ない。
<p>意見に対する対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地を狙ってという開発はしない。どうしても農地に手を付けないとならないということがあれば、地元の方と話をしながら決めていく。 2 すぐにはできないと思うが、港湾計画を担当部局に伝えて検討する。

【第5回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<p>規制の特例措置等の提案、指定申請（案）の概要について説明及び意見交換を行い、大筋で了解を得た。</p> <p>1 民間企業としての対応でなく、県、国との協議の中で特区構想を使った新たな拠点の開発に協力したいと考えている。災害対策にも焦点をあてて物流総合効率化法を改正する動きがある。そのようなことも連携して考えていく必要がある。</p>
意見に対する対応	<p>1 今後の積極的な対応を依頼するとともに、今後も、指定申請書提出に向け協力して進めていく旨、合意した。</p>

【第6回】

協議会の意見の概要	<p>今後の進め方、国と地方の協議、推進体制の強化、優先提案等について説明及び意見交換を行い、大筋で了解を得た。</p> <p>1 優先提案はどのように決めていくのか。</p>
意見に対する対応	<p>1 提案毎に市町をはじめ関係者と十分に調整を図っていく。</p>

【第7回】

協議会の意見の概要	<p>1 今後の進め方、国と地方の協議について説明及び意見交換、要綱改正を行い、了解を得た。</p>
意見に対する対応	<p>1 特になし</p>

【第8回】

協議会の意見の概要	<p>1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。</p>
意見に対する対応	<p>1 特になし</p>

【第9回】

協議会の意見の概要	<p>1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。</p>
意見に対する対応	<p>1 特になし</p>

【第10回】

協議会の意見の概要	<p>1 国と地方の協議について説明及び意見交換を行い、了解を得た。</p>
意見に対する対応	<p>1 特になし</p>

【第11回】

協議会の意見の概要	<p>1 国と地方の協議の春協議の結果及び秋協議の優先提案について説明及び意見交換を行い、了解を得た。</p>
意見に対する対応	<p>1 特になし</p>

【第12回】

協議会の意見の概要	1 国と地方の協議の春協議の結果及び秋協議の優先提案について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第13回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第14回】

協議会の意見の概要	1 「国と地方の協議」秋協議の優先提案に関する対応方針について説明、意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第15回】

協議会の意見の概要	1 「国と地方の協議」秋協議の協議結果を報告するとともに、平成26年春協議の優先提案について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第16回】

協議会の意見の概要	1 「国と地方の協議」秋協議の協議結果を報告するとともに、平成26年春協議の優先提案について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第17回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第18回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域評価書【準】（案）に対して、説明及び意見交換を行い、大筋で了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第 19 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域評価書【準】（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 20 回】

協議会の意見の概要	1 国と地方の協議の春協議の本県回答案及び秋協議の優先提案について説明及び意見交換を行い、了解を得た。 2 「内陸のフロンティア」を拓く総合特別区域地域協議会の改正案について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第 21 回】

協議会の意見の概要	1 国と地方の協議の春協議の本県回答案及び秋協議の優先提案について、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 22 回】

協議会の意見の概要	1 「内陸のフロンティア」を拓く総合特別区域地域協議会の改正案について、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があり、総合特別区域以外に県が指定する「内陸フロンティア推進区域」を加えた『「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会』に再編した。
意見に対する対応	1 特になし

【第 23 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画の評価指標及び数値目標の変更（案）について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第 24 回】

協議会の意見の概要	1 国と地方の協議の秋協議の本県の対応方針について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第 25 回】

協議会の意見の概要	<p>1 地域活性化総合特別区域計画の評価指標及び数値目標の変更（案）について、説明及び意見交換を行い、了解を得た。</p> <p>2 国と地方の協議の秋協議の本県の対応方針について、説明及び意見交換を行い、了解を得た。</p>
意見に対する対応	1 特になし

【第 26 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 27 回】

協議会の意見の概要	<p>1 地域活性化総合特別区域評価書【正】（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。</p> <p>2 国と地方の協議の春協議の本県の対応方針について、説明及び意見交換を行い、了解を得た。</p>
意見に対する対応	1 特になし

【第 28 回】

協議会の意見の概要	1 国と地方の協議の秋協議の優先提案について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第 29 回】

協議会の意見の概要	1 国と地方の協議の秋協議の本県対応方針について、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 30 回】

協議会の意見の概要	1 国と地方の協議の春協議の本県対応方針について説明及び意見交換を行い、了解を得た。
意見に対する対応	1 特になし

【第 31 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 32 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域評価書【正】（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 33 回】

協議会の意見の概要	<p>内陸フロンティア推進区域現地見学会を開催し、進捗状況の説明、意見交換を行った。</p> <p>1 工業団地や住宅団地、農業・観光など幅広い取組を視察することができ、「内陸のフロンティア」を拓く取組の進捗状況や成果を確認できたとの意見があった。</p>
意見に対する対応	1 特になし

【第 34 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 35 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域評価書【正】（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 36 回】

協議会の意見の概要	<p>1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。</p> <p>2 平成 29 年度の各目標に対する着地見込み及び結果を報告する場を設け、進捗の無いもの見直しや廃止等を検討してほしい。</p>
意見に対する対応	<p>1 特になし</p> <p>2 平成 30 年 5 月下旬に「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会を開催し、平成 29 年度の各目標に対する実績や推進区域等の取組の進捗状況（見直し結果を含む）について報告する。</p>

【第 37 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 38 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域評価書（案）に対して、出席した構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 39 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし

【第 40 回】

協議会の意見の概要	1 地域活性化総合特別区域計画（案）及び地域活性化方針（案）に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意見表示があった。
意見に対する対応	1 特になし